

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託の 公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託（以下、「当業務」という。）を実施するに当たり、事務の効率化と上下水道利用者サービス等のより一層の向上を図るため、当業務を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等に最も優れる、当業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 委託業務名

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託

(2) 委託業務の対象区域

熊谷市区域内（妻沼小島を除く。）及び隣接市町の一部区域

(3) 委託業務執行場所

熊谷市水道庁舎内（熊谷市原島1031番地）

(4) 委託業務の範囲

- ア 熊谷市水道事業経営戦略検証業務
- イ 水道料金改定算定業務
- ウ 熊谷市水道事業運営審議会運営支援業務
- エ 前各号に付帯する業務

(5) 委託期間

契約日から令和8年3月19日まで

3 委託業務に係る提案見積限度額

20,730,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

この金額は契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積価格は提案見積限度額を超えてはならない。

4 実施形式

公募型プロポーザル競争

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間にお

いて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

ただし、同資格者名簿に未登載のものに対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当を認められるときには当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書

イ 使用印鑑届

ウ 履歴事項全部証明書

エ 財務諸表

オ 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 実務実績関係書類

- (2) 熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している」と認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県において、給水人口10万人以上（令和2年度以降）の水道事業者の水道事業経営戦略策定業務及び水道料金改定算定業務委託を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に請負った実績がある者。

(7) 単独の事業者である者。

6 日程

No.	実施内容	実施予定日
1	参加募集の公告	令和7年4月3日（木）
2	参加申込書・業務提案書等の作成に必要な資料の貸出期間	令和7年4月4日（金） ～4月30日（水）
3	業務提案書作成に係る質問書提出期間	令和7年4月17日（木）
4	業務提案書作成に係る質問書回答期限	令和7年4月23日（水）
5	参加申込書・業務提案書の提出期限	令和7年4月30日（水）
6	資格審査結果通知 (有資格者にプレゼンテーション実施の案内及び無資格者に結果通知)	令和7年5月9日（金）
7	プレゼンテーション実施	令和7年5月下旬
8	契約候補者の決定	令和7年6月上旬
9	委員会への報告	令和7年6月上旬
10	選定結果の通知	令和7年6月上旬
11	業務開始	令和7年6月中旬

7 参加申込手続等

プロポーザルへの参加申込みを希望する事業者（以下、「参加申込事業者」という。）は、提出期限までに（1）から（3）の書類を提出すること。

(1) 参加申込書

参加事業者は、次に掲げる項目について書類を作成し、提出しなければならない。

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（資本金、所在地、事業内容、社歴等が確認できるもの。パン

フレッツの使用も可。) (様式4号)

ウ 業務受託実績表 (様式5号)

エ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県において、給水人口10万人以上(令和2年度以降)の水道事業者の水道事業経営戦略策定業務及び水道料金改定算定業務委託を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に請負った実績を証明できる任意の一契約又は実績を証明できる書類

オ 個人情報保護に関する認証を取得していることを証明できる書類の写し、又は個人情報保護方針の写し

(2) 業務提案書

参加事業者は次に掲げる項目について書類を作成し、提出しなければならない。

ア 会社概要

イ 財務状況(直近2か年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書)

ウ 業務受託実績表(参加申込書と同じもの)

エ 業務体制及び業務執行計画

オ 有資格者・経験者等の一覧

カ 熊谷市水道事業経営戦略検証業務の企画及び技術提案

キ 水道料金改定算定業務の企画及び技術提案

ク 熊谷市水道事業運営審議会運営支援業務の企画及び技術提案

ケ 情報セキュリティに対する考え方

コ その他の業務提案

(3) 提案価格書(任意の様式によるものとするが、内訳を明記すること。)

(4) 提出期限

令和7年4月30日(水)午後4時30分まで

(5) 提出先

熊谷市上下水道部経営課(熊谷市水道庁舎内:熊谷市原島1031番地)

(6) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。(電子記憶媒体での提出は認めない。)受付は、土・日・祝日等の休日を除く午前8時30分から午後4時30分までとする。

なお、参加申し込み時には書類の受領のみとし、説明や質問等は一切受け付けない。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

電子メールによる場合は、メール收受確認を電話で行うこと。

(7) 提出部数

- ア 参加申込書 1部
- イ 業務提案書 正本1部、副本7部
- ウ 提案見積書 1部

(8) 参加申込書等作成上の注意事項

- ア 日本語を使用し、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴りとし、図表等でA3版等を使用する場合は、折綴りとする。
- イ 表紙に様式第1号（参加申込書）、様式第2号（正本用）及び様式第3号（副本用）を使用し、頁の最初に目次を付け表紙と目次を除く各頁に番号を記入する。
- ウ 提出部数ごとに綴り提出する。
- エ 文字サイズは10.5ポイント以上とする。
ただし図表等で使用する場合はこの限りではない。
- オ 業務提案書の内容に提案見積金額は記入しないこと。
- カ 業務提案書の作成に係る費用については、参加事業者の負担とする。

(9) 提案見積書作成上の注意事項

- ア 当業務全体における経費の総額を記入し、その積算内訳書を添付すること。
- イ 総額は、消費税及び地方消費税を除く金額を記入すること。
- ウ 提案見積金額が提案見積限度額を超えた場合は、失格とする。
- エ 業務提案書とは別に厳重に封かん・封印し提出すること。

8 資料の貸出し

業務提案書等作成のため、熊谷市上下水道部経営課（原則）で資料を次のとおり貸し出す。

なお、資料については、業務提案書等の作成にのみ使用するものとし、他の目的への使用は一切禁止する。

- (1) 貸出期間 令和7年4月4日（金）から4月30日（水）まで
- (2) 貸出資料 熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託特記仕様書
- (3) 貸出場所 熊谷市上下水道部経営課（原則）
- (4) 返 却 貸出資料は、業務提案書等の提出時に返却する。

9 業務提案書等の作成に係る質問の受付・回答

(1) 質問の受付

業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、下記の書類に記入の上、提出すること。

ア 提出書類 プロポーザル参加に係る質問書（様式第7号）

イ 提出先 熊谷市上下水道部経営課

ウ 提出方法 電子メール：keiei@city.kumagaya.lg.jp

※電子メールのみとし、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（件名は、「熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託プロポーザルに関する質問【事業者名】」とする。）

※送信後必ず、熊谷市上下水道部経営課に電話し着信を確認すること。

エ 提出期間 令和7年4月4日（金）から4月17日（木）

（2）質問書に対する回答

ア 回答日 令和7年4月23日（水）

イ 回答方法 電子メールにて、参加事業者全員に回答する。

10 参加の辞退

辞退を希望する事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第11号）を持参又は郵送により提出するものとする。

11 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

（1）提出された書類を基に、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

（2）審査結果を参加申込事業者に次のとおり通知するものとする。

ア プロポーザル競争への参加資格を有すると認められた事業者（以下、「参加事業者」という。）に対し、プレゼンテーション参加要請書（様式第8号）を通知する。

イ プロポーザル競争への参加資格を有しないと認められた場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第9号）を通知するものとする。

12 審査方法等

（1）審査委員会の設置

プロポーザル競争における評価及び契約候補者を選定するため、熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託プロポーザル競争審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

（2）審査委員会は、業務提案書について評価基準に基づき採点を行い、提案見積金額の評価点を加えた合計評価点の最高得点者を契約候補者に、最高点に続く合計評価点を次点候補者に決定する。

- (3) 最高得点者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「委託業務に関する項目」の得点が高い者を第1順位とし、さらに同点の場合は、「提案見積金額に関する項目」の得点が高い者を上位とする。

(4) 評価項目及び配点

評価項目		配点	計
会社概要等に関する項目	会社概要・財務状況	20	40
	受託実績	20	
業務体制等に関する項目	業務体制・業務執行計画	20	30
	技術確保（有資格者・経験者等）	10	
委託業務に関する項目	水道事業経営戦略検証業務の企画及び技術提案	40	120
	水道料金改定算定業務の企画及び技術提案	40	
	水道事業運営審議会運営支援業務の企画及び技術提案	40	
危機管理に関する項目	情報セキュリティについて	20	20
その他の業務に関する項目	広報・市民への周知に関する業務提案	20	30
	その他の業務提案	10	
提案価格に関する項目	提案価格 60点×（最低提案価格/提案価格） ※小数点以下切り捨て	60	60
合 計			300

※最低基準点については、合計評価点の6割以上とする。

ただし、候補者が1者のみの場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の6割以上を最低基準点とする。

13 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日 令和7年5月下旬予定

※ 業務提案書提出後に送付する、プレゼンテーション参加要請書（様式第8号）にて詳細日時を通知する。

(2) 参加人数 参加事業者1者あたり3人以内

※ プレゼンテーション出席者報告書（様式第10号）により、郵送又は電子メールで事前に出席予定者を報告すること。なお、電子メールで報

告の場合は、送信後必ず、熊谷市上下水道部経営課に電話し着信を確認すること。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、1事業者につき30分以内とし、その後、15分程度ヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションを行う順番は、業務提案書等が正式に提出された順とする。

ウ プレゼンテーションの方法は自由形式とする。

※プロジェクター、スクリーン及びPC等については、提案者側で用意することとする。

エ 業務提案書に添付されていない新たな資料を提出することはできない。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

14 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して、契約候補者決定結果通知書（様式第12号）により通知する。

(2) 通知時期 令和7年6月上旬

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 業務名

イ 契約候補者の名称

ウ 全提案者の名称 ※申込順

エ 全提案者の評価点 ※得点順（A社、B社等の記号化表示）

オ 契約候補者の選定理由

15 契約締結

(1) 選定後、契約候補者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて提案見積金額を上限として見積書を提出する。

(2) 契約候補者との協議が不成立となった場合には、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

(3) 次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに次点者をもって優先候補者とするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととする。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

17 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。

また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に記名や押印がない等の不備があった場合

エ 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

オ 参加事業者1者につき2案以上の業務提案書が提出された場合

カ 本業務の関係者と不正接触等を行った場合

キ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

(5) その他の遵守事項

ア 本市から得た資料や情報等を他に流用・提供等することを固く禁ずるとともに、第三者への情報漏えいは行わないこと。

イ 失格となった事業者や業務提案を辞退した事業者、また審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

18 問合せ先

〒360-0811 埼玉県熊谷市原島1031番地（東部浄水場内）

熊谷市上下水道部経営課

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託

プロポーザル担当

電 話 048-520-4133（経営課直通）

FAX 048-525-9975

電子メール keiei@city.kumagaya.lg.jp